

津波災害対策編

【 目 次 】

《津波災害対策編》

津波災害対策編	- 1 -
【 目 次 】	- 1 -
第1部 総則	- 4 -
第1章 計画の目的等	- 4 -
第1節 計画の目的	- 4 -
第2節 計画の性格	- 4 -
第3節 計画の理念	- 4 -
第4節 計画の修正	- 4 -
第5節 計画の周知	- 4 -
第6節 計画の運用・習熟	- 4 -
第2章 防災関連機関の業務の大綱	- 6 -
第3章 町民及び事業所の基本的責務	- 6 -
第4章 町の地域特性及び災害特性	- 7 -
第5章 災害の想定	- 8 -
第2部 津波災害予防	- 9 -
第1章 津波災害予防の基本的な考え方	- 9 -
第1節 津波災害予防の考え方	- 9 -
第2章 津波災害に強い施設等の整備	- 11 -
第1節 津波災害防止対策の推進	- 11 -
第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	- 16 -
第3節 防災構造化の推進	- 17 -
第4節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	- 18 -
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	- 19 -
第6節 危険物災害等の防止対策の推進	- 21 -

第7節 地震防災研究の推進	22
第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え	23
第1節 防災組織の整備	23
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	25
第3節 津波観測体制の整備	27
第4節 消防体制の整備	28
第5節 避難体制の整備	29
第6節 救助・救急体制の整備	32
第7節 交通確保体制の整備	33
第8節 輸送体制の整備	34
第9節 医療体制の整備	35
第10節 その他の津波応急対策事前措置体制の整備	36
第4章 町民の防災活動の促進	38
第1節 防災知識の普及啓発	38
第2節 防災訓練の効果的实施	39
第3節 自主防災組織の育成強化	40
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	41
第5節 防災ボランティアの育成強化	42
第6節 企業防災の促進	43
第7節 要配慮者の安全確保	44
第3部 津波災害応急対策	45
第1章 活動体制の確立	45
第1節 応急活動体制の確立	45
第2節 情報伝達体制の確立	47
第3節 災害救助法の適用及び運用	48
第4節 広域応援体制	49
第5節 自衛隊の災害派遣	51
第6節 技術者、技能者及び労働者の確保	52
第7節 ボランティアとの連携	53
第8節 災害警備体制	54
第2章 初動期の応急対策	55
第1節 津波情報等の収集・伝達	55
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	63
第3節 広報	64
第4節 消防活動	65
第5節 危険物の保安対策	66
第6節 水防・土砂災害等の防止対策	68
第7節 避難の指示、誘導	69
第8節 救助・救急	72
第9節 交通確保・規制	73

第10節 緊急輸送	- 74 -
第11節 医療・助産・メンタルケア	- 75 -
第12節 要配慮者への緊急支援	- 77 -
第3章 事態安定期の応急対策	- 79 -
第1節 避難所の運営	- 79 -
第2節 食料の供給	- 80 -
第3節 応急給水	- 81 -
第4節 生活必需品の給与	- 82 -
第5節 感染症予防対策	- 83 -
第6節 動物保護対策	- 84 -
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	- 85 -
第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	- 86 -
第9節 住宅の供給確保	- 87 -
第10節 文教対策	- 88 -
第11節 義援物資等の取り扱い	- 89 -
第12節 農林水産業災害の応急対策	- 90 -
第4章 社会基盤の応急対策	- 91 -
第1節 電力施設の応急対策	- 91 -
第2節 ガス施設の応急対策	- 92 -
第3節 上水道施設の応急対策	- 93 -
第4節 下水道施設の応急対策	- 94 -
第5節 電気通信施設の応急対策	- 95 -
第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策	- 96 -
第4部 津波災害復旧・復興	- 97 -
第1章 地域の復旧・復興の基本方針の決定	- 97 -
第1節 被害状況による基本的方向	- 97 -
第2章 迅速な原状復旧の進め方	- 98 -
第1節 迅速な原状復旧	- 98 -
第3章 計画的復興の進め方	- 100 -
第1節 計画的復興	- 100 -
第4章 被災者等の生活再建等の支援	- 102 -
第1節 被災者等の生活再建等の支援	- 102 -
第5章 被災者への融資措置	- 104 -
第1節 被災者への融資措置	- 104 -
第2節 各種資金の貸付条件等	- 105 -

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

- ※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第1節 計画の目的】に準ずる。

第2節 計画の性格

- ※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第2節 計画の性格】に準ずる。

第3節 計画の理念

- ※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第3節 計画の理念】に準ずる。

第4節 計画の修正

- ※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第4節 計画の修正】に準ずる。

第5節 計画の周知

- ※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第5節 計画の周知】に準ずる。

第6節 計画の運用・習熟

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第6節 計画の運用・習熟】
に準ずる。

第2章 防災関連機関の業務の大綱

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第2章 防災関連機関の業務の大綱】に準ずる。

第3章 町民及び事業所の基本的責務

本章では、町民及び事業所の基本的責務を示す。

町民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 町民

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第3章 町民及び事業所の基本的責務 第1 町民】に準ずる。

第2 事業所

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第3章 町民及び事業所の基本的責務 第2 事業所】に準ずる。

第4章 町の地域特性及び災害特性

本章では、町の位置、地形、地質特性及び社会条件、並びに地震・津波の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 地勢

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第4章 町の地域特性及び災害特性 第1 地勢】に準ずる。

第2 気象

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第4章 町の地域特性及び災害特性 第2 気象】に準ずる。

第3 災害の特徴

※ 地震災害対策編【第1部 総則 第4章 町の地域特性及び災害特性 第3 災害の特徴】に準ずる。

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたり、鹿児島県及び本町において、過去の地震災害の発生状況を考慮するとともに、県が実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の発生状況を踏まえるものとする。

第1 想定地震及び津波の概要

- ※ 地震災害対策編【第1部 総則 第5章 災害の想定 第1 想定地震及び津波の概要】に準ずる。

第2 被害の想定

- ※ 地震災害対策編【第1部 総則 第5章 災害の想定 第2 被害の想定】に準ずる。

第3 過去に遡った地震の想定

- ※ 地震災害対策編【第1部 総則 第5章 災害の想定 第3 過去に遡った地震の想定】に準ずる。

第4 時間差発生 of 想定

- ※ 地震災害対策編【第1部 総則 第5章 災害の想定 第4 時間差発生 of 想定】に準ずる。

第5 時間差発生等に備えた対応

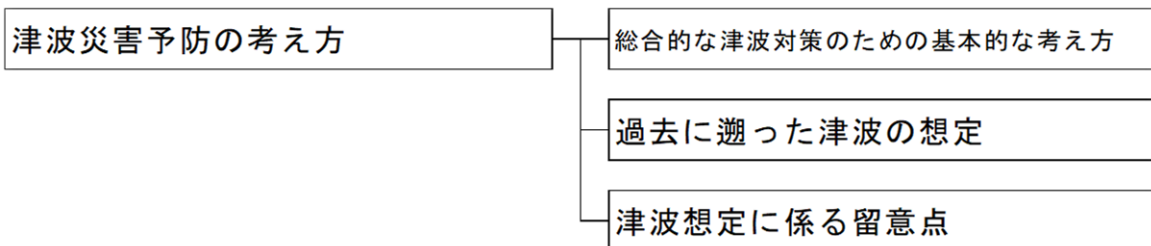
- ※ 地震災害対策編【第1部 総則 第5章 災害の想定 第5 時間差発生等に備えた対応】に準ずる。

第2部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

町及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1節 津波災害予防の考え方



第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

町及び県は、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等により正確に調査するものとする。

なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

第3 津波想定に係る留意点

町及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。

その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることにも留意する。

第2章 津波災害に強い施設等の整備

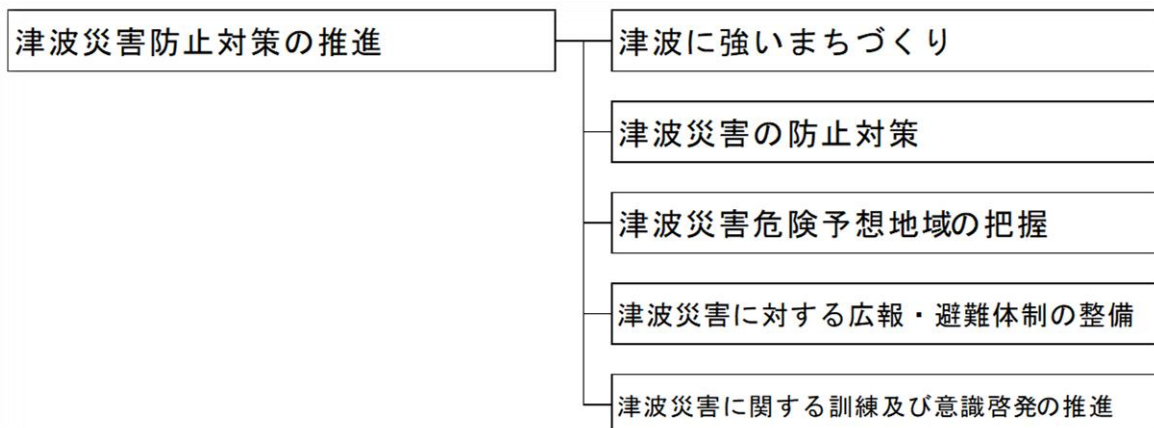
津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止するとともに、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 津波災害防止対策の推進

本町は、沿岸部を有する地形条件や過去の津波や地震の発生状況によると、津波災害を受け易い特質がある。

このため、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。



第1 津波に強いまちづくり

1 津波に強いまちの形成

(1) 町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(2) 県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、海岸保全施設の海側（堤

外地)も含めて津波浸水想定を設定する。

また、町及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努める。

- (3) 町及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波緊急退避ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 町及び県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (5) 町及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 町及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- (7) 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- (8) 町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (9) 町は、町地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (10) 津波災害警戒区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (11) 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の

実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

- (12) 町及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (13) 町及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- (14) 町及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。
また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 町等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 町及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

3 建築物の安全化

- (1) 町、県及び施設管理者は、店舗・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 町及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 町及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第2 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備状況

本町の海岸線は志布志湾沿岸からなり、海岸の長さ等の地形的特質等のため、津波災害を受け易い状況にある。

(2) 海岸保全施設の整備方策

町及び県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

町及び県は、従来 of 台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害予測調査において、南海トラフ、種子島東方沖、鹿児島湾直下等を震源とする13の想定及び津波を想定した調査がなされた。

町は、この調査結果をもとに住民への周知等を図るとともに、国の機関等の実施した津波関連調査についても適宜その結果を把握して津波対策に活用出来るように努める。

2 津波危険の把握

町は、県地震等災害被害予測調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される町の津波災害危険予想地域の把握に努める。

また、津波の危険性の高い地域について、以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

(1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握

(2) 避難にあたっての避難経路の長さ避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握

(3) 避難場所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査

(4) 避難場所以外に津波緊急退避ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査

(5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）

(6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討

(7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難の指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数十分程度で津波の来襲が想定される区域について、町は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、津波緊急退避ビル等を広く指定・確保しておく。

また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

町及び県は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、町民・県民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

2 津波災害に関する意識啓発

現在の町の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、町民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

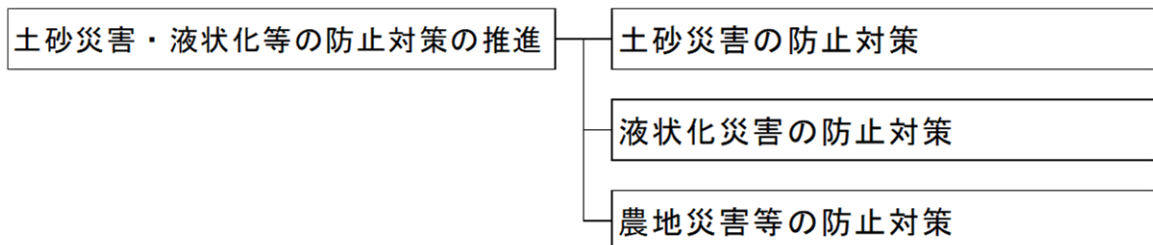
本町の海岸線は志布志湾沿岸からなり、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第2節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、急傾斜地崩壊等の被害を受け易く、地震時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。

このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第1節 土砂災害等の防止対策の推進 第1 土砂災害の防止対策】に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進 第2 液状化災害の防止対策】に準ずる。

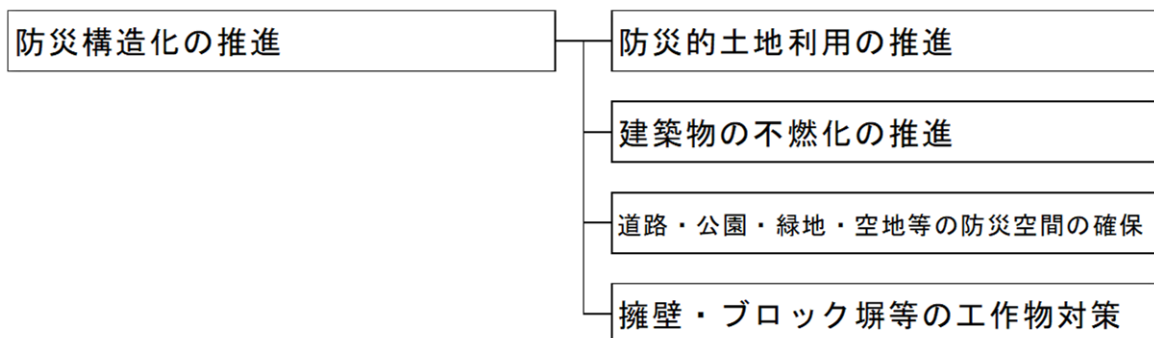
第3 農地災害の防止対策

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進 第3 農地災害の防止対策】に準ずる。

第3節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第1 防災的土地利用の推進】に準ずる。

第2 建築物の不燃化の推進

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第2 建築物の不燃化の推進】に準ずる。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保】に準ずる。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

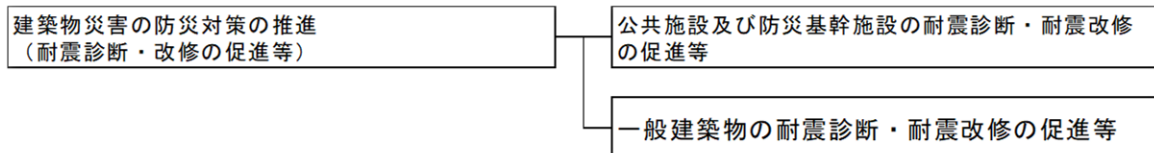
※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策】に準ずる。

第4節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

津波をもたらす地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

なお、津波災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。



第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

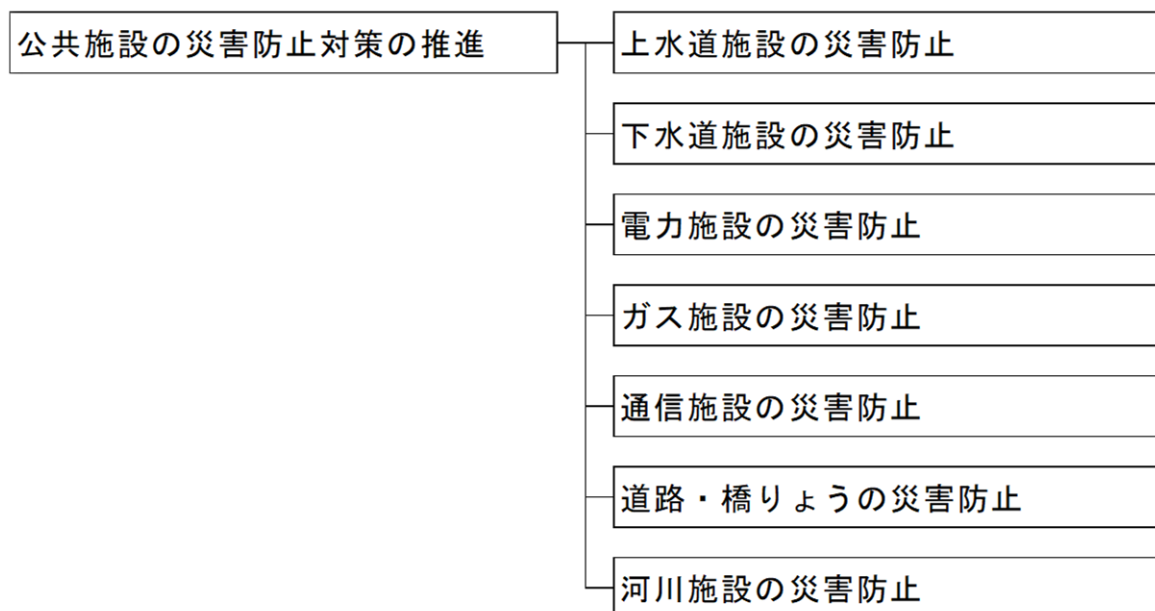
※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第3節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等） 第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等】に準ずる。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第3節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等） 第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等】に準ずる。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋りょう、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設について、津波災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。



第1 上水道施設の災害防止

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第4節 公共施設の災害防止対策の推進 第1 上水道施設の災害防止】に準ずる。

第2 下水道施設の災害防止

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第4節 公共施設の災害防止対策の推進 第2 下水道施設の災害防止】に準ずる。

第3 電力施設の災害防止

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第4節 公共施設の災害防止対策の推進 第3 電力施設の災害防止】に準ずる。

第4 ガス施設の災害防止

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進 第4 ガス施設の災害防止】に準ずる。

第5 通信施設の災害防止

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進 第5 通信施設の災害防止】に準ずる。

第6 道路・橋りょうの災害防止

- ※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第4節 公共施設の災害防止対策の推進 第6 道路・橋りょうの災害防止】に準ずる。

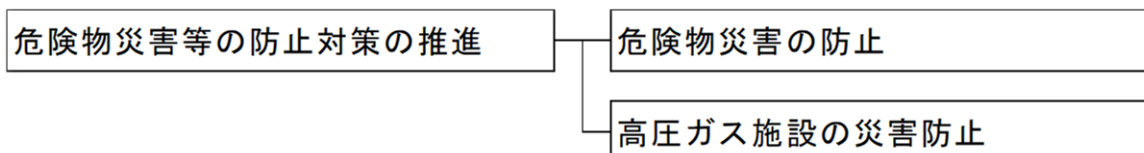
第7 河川施設の災害防止

- ※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第4節 公共施設の災害防止対策の推進 第7 河川施設の災害防止】に準ずる。

第6節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、津波をもたらす地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。



第1 危険物災害の防止

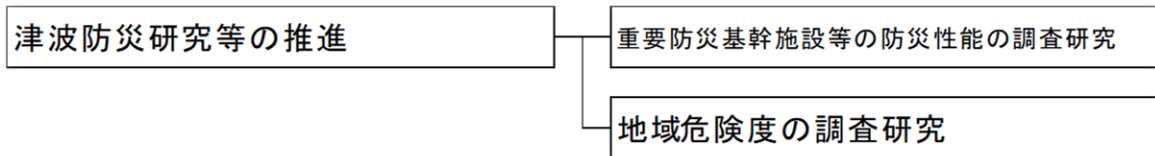
※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第5節 危険物災害等の防止対策の推進 第1 危険物災害の防止】に準ずる。

第2 高圧ガス施設の災害防止

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第5節 危険物災害等の防止対策の推進 第2 高圧ガス施設の災害防止】に準ずる。

第7節 地震防災研究の推進

県、町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。



第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

- ※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第7節 地震防災研究の推進 第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究】に準ずる。

第2 地域危険度の調査研究

- ※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第1章 地震災害に強い施設等の整備 第7節 地震防災研究の推進 第2 地域危険度の調査研究】に準ずる。

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

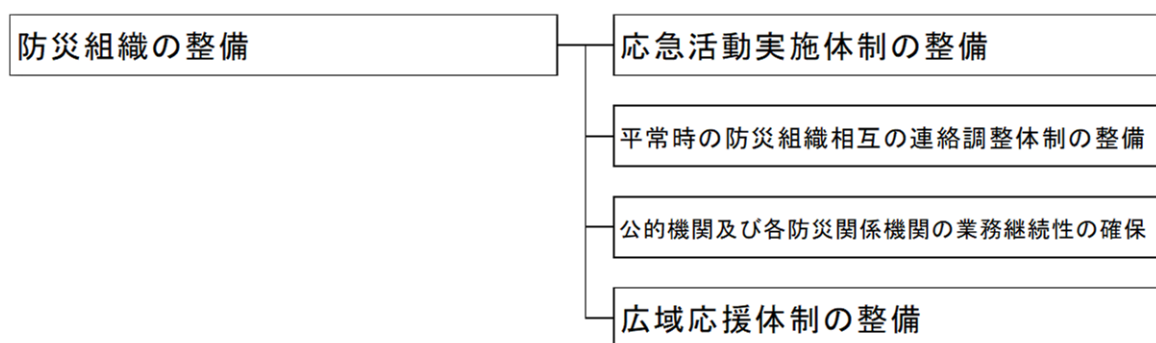
津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

津波が発生した場合、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 応急活動実施体制の整備

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第1節 防災組織の整備 第1 応急活動実施体制の整備】に準ずる。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への

備え 第1節 防災組織の整備 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備】
に準ずる。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への
備え 第1節 防災組織の整備 第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の
確保】に準ずる。

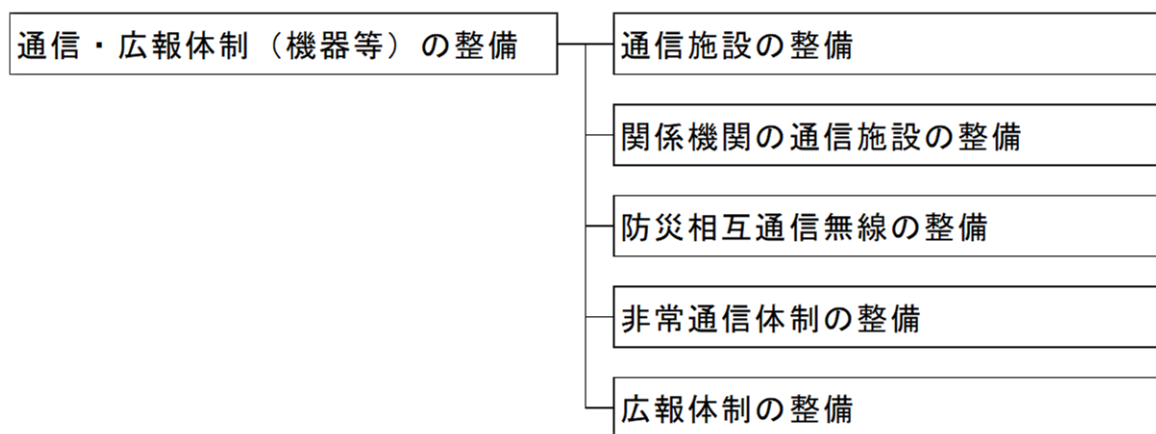
第4 広域応援体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への
備え 第1節 防災組織の整備 第3 広域応援体制の整備】に準ずる。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力をあげて対応するため、町、県及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化などの通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。



第1 通信施設の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第1 通信施設の整備】に準ずる。

第2 関係機関の通信施設の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第2 関係機関の通信施設の整備】に準ずる。

第3 防災相互通信無線の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第3 防災相互通信無線の整備】に準ずる。

第4 非常通信体制の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第4 非常通信体制の整備】に準

ずる。

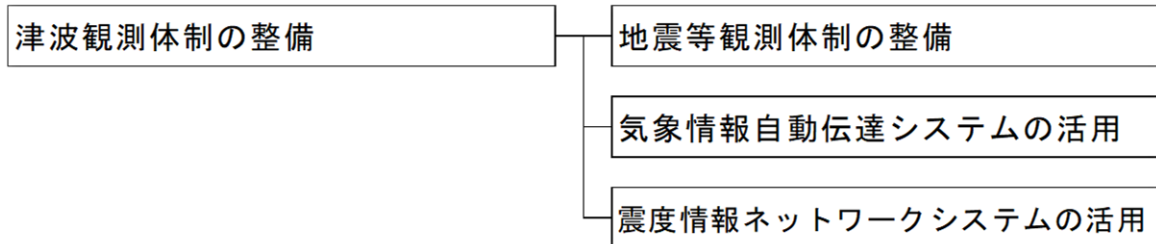
第5 広報体制の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第5 広報体制の整備】に準ずる。

第3節 津波観測体制の整備

津波等による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。



第1 地震等観測体制の整備

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第3節 地震等観測体制の整備 第1 地震等観測体制の整備】に準ずる。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第3節 気象観測体制の整備 第2 気象情報自動伝達システムの活用】に準ずる。

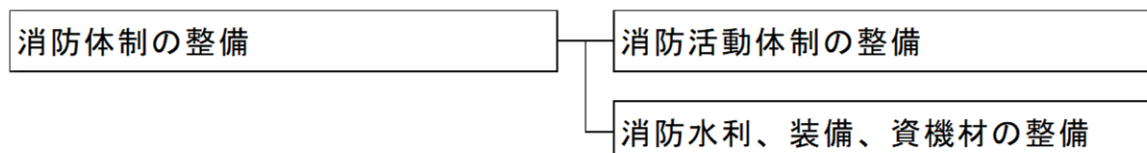
第3 震度情報ネットワークシステムの活用

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第3節 気象観測体制の整備 第3 震度情報ネットワークシステムの活用】に準ずる。

第4節 消防体制の整備

津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。



第1 消防活動体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第4節 消防体制の整備 第1 消防活動体制の整備】に準ずる。

第2 消防水利、装備、資機材の整備

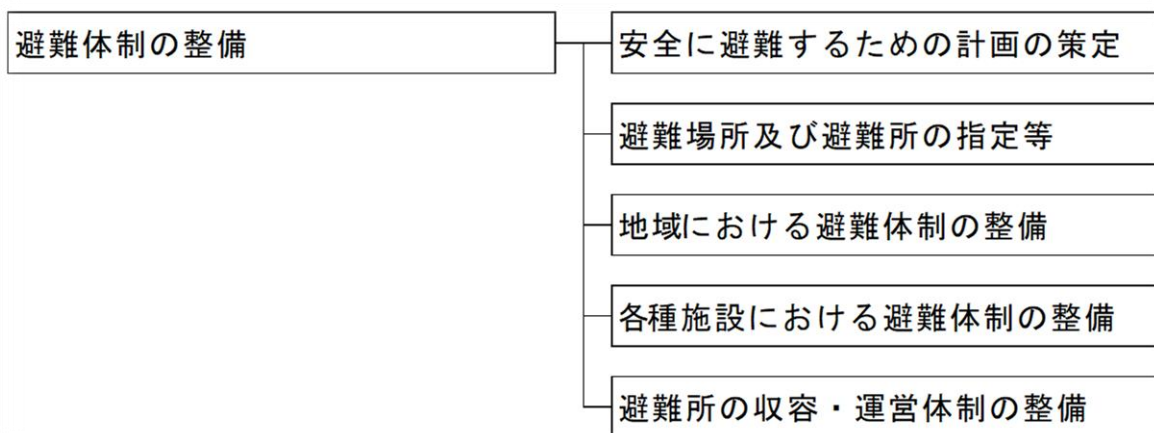
※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第4節 消防体制の整備 第2 消防水利、装備、資機材の整備】に準ずる。

第5節 避難体制の整備

津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び標高表示板等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



第1 安全に避難するための計画の策定

1 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、津波による浸水が想定される町においては、県の津波避難計画を策定するための指針等に基づき、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

- (1) 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、消防機関、警察等の様々な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。
 - ① 津波浸水予想地域、津波到達時間
 - ② 避難対象地域

- ③ 避難先（避難目標地点、避難場所、避難ビル）及び避難経路（避難路、避難経路）
- ④ 避難困難地域
- ⑤ 初動体制
- ⑥ 津波情報の収集・伝達
- ⑦ 避難準備情報・避難指示の発令
- ⑧ 津波防災教育・啓発
- ⑨ 津波避難訓練の実施
- ⑩ その他留意点

2 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

3 避難誘導體制

- (1) 町及び県は、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

- (2) 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

- (3) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町と施設の連絡・連携体制の構築に努める。
- (4) 町及び県は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 避難場所及び避難所の指定等

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第1 避難場所及び避難所の指定等】に準ずる。

第3 地域における避難体制の整備

- ※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への

備え 第5節 避難体制の整備 第2 地域における避難体制の整備】に準ずる。

第4 各種施設における避難体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第3 各種施設における避難体制の整備】に準ずる。

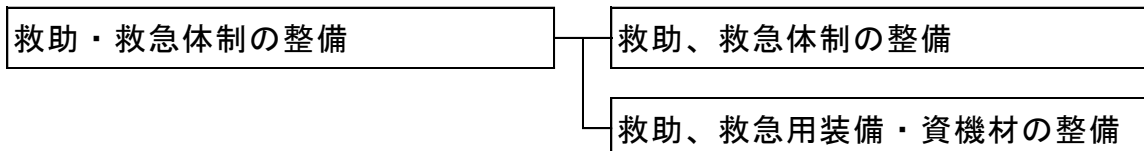
第5 避難所の収容・運営体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第4 避難所の収容・運営体制の整備】に準ずる。

第6節 救助・救急体制の整備

津波や地震時には、建物倒壊、火災、水害、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。



第1 救助、救急体制の整備

※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第6節 救助・救急体制の整備 第1 救助、救急体制の整備】に準ずる。

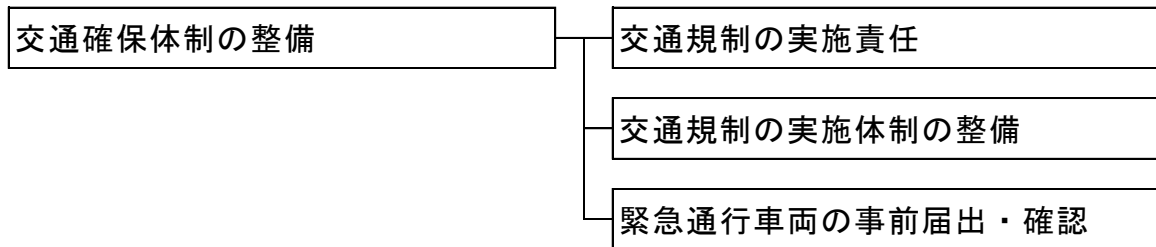
第2 救助、救急用装備・資機材の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第6節 救助・救急体制の整備 第2 救助、救急用装備・資機材の整備】に準ずる。

第7節 交通確保体制の整備

津波や地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、救急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第1 交通規制の実施責任

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第1 交通規制の実施責任】に準ずる。

第2 交通規制の実施体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第2 交通規制の実施体制の整備】に準ずる。

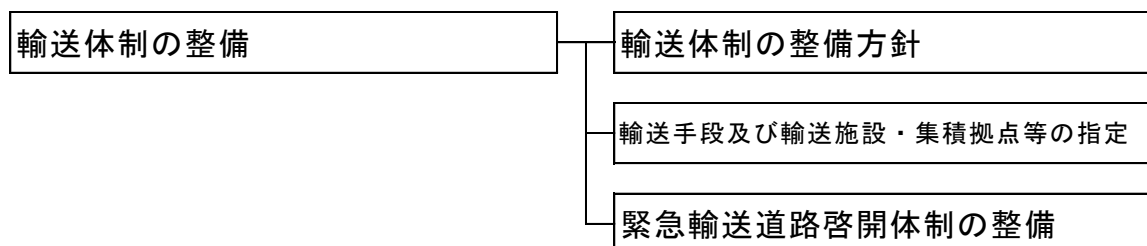
第3 緊急通行車両の事前届出・確認

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第3 緊急通行車両の事前届出・確認】に準ずる。

第8節 輸送体制の整備

津波や地震災害時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第1 輸送体制の整備方針】に準ずる。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定】に準ずる。

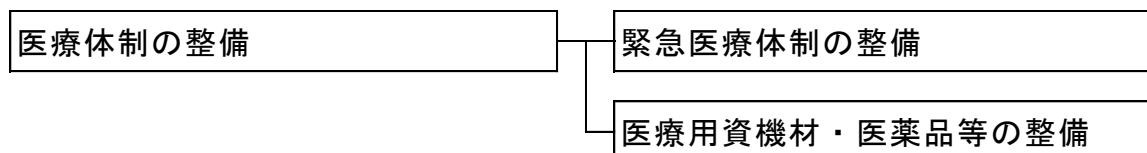
第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備】に準ずる。

第9節 医療体制の整備

津波や地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。



第1 緊急医療体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第9節 医療体制の整備 第1 緊急医療体制の整備】に準ずる。

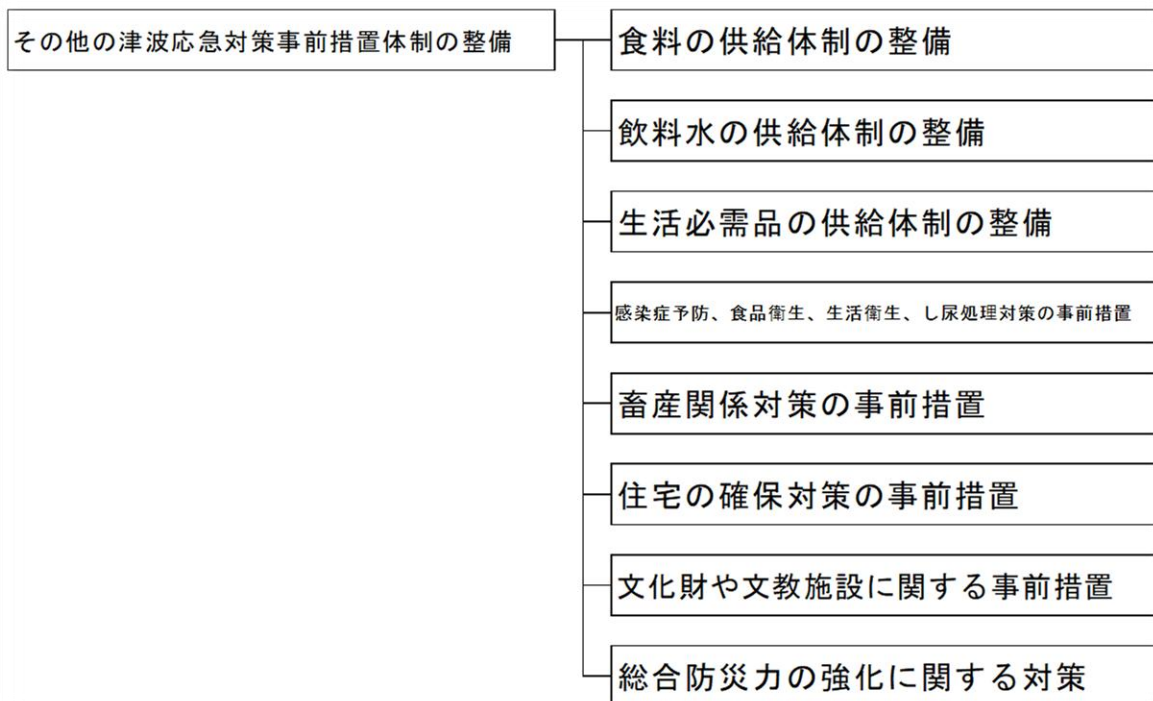
第2 医療用資機材・医薬品等の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第9節 医療体制の整備 第2 医療用資機材・医薬品等の整備】に準ずる。

第10節 その他の津波応急対策事前措置体制の整備

町及び県は、その他の津波応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が予想されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる飲料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備しそれら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。



第1 食料の供給体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第1 食料の供給体制の整備】に準ずる。

第2 飲料水の供給体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第2 飲料水の供給体制の整備】に準ずる。

第3 生活必需品の供給体制の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第3 生活必需品の供給体制の整備】に準ずる。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置】に準ずる。

第5 畜産関係対策の事前措置

- ※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備 第5 畜産関係対策の事前措置】に準ずる。

第6 住宅の確保対策の事前措置

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第6 住宅の確保対策の事前措置】に準ずる。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第7 文化財や文教施設に関する事前措置】に準ずる。

第8 総合防災力の強化に関する対策

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第8 総合防災力の強化に関する対策】に準ずる。

第4章 町民の防災活動の促進

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

このような町民の防災活動の促進について、その対策を定める。

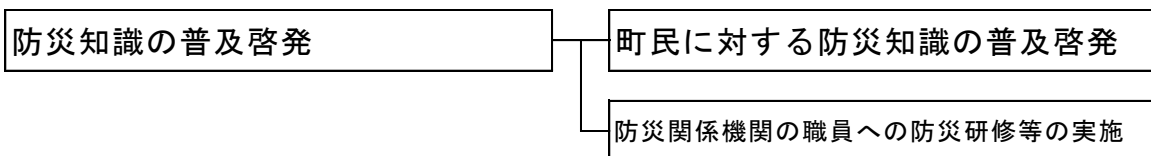
第1節 防災知識の普及啓発

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとられることのないように留意する。



第1 町民に対する防災知識の普及啓発

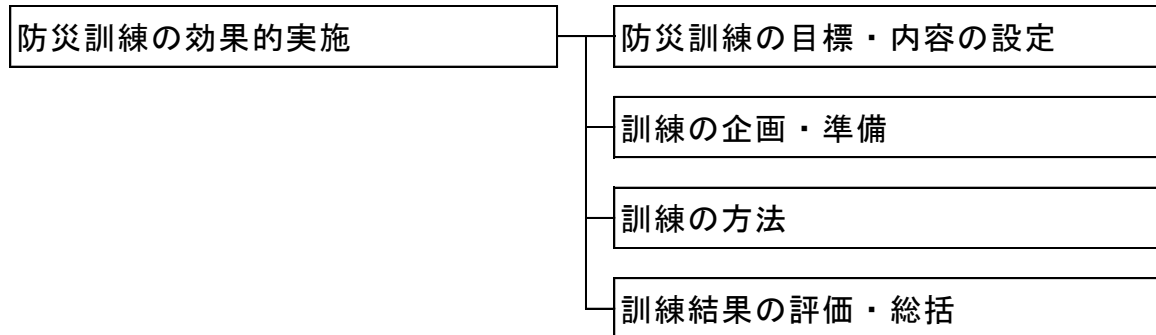
- ※ 地震災害対策編【第2部 地震災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第1 町民に対する防災知識の普及啓発】に準ずる。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施】に準ずる。

第2節 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に実行できるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。



第1 防災訓練の目標・内容の設定

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的実施 第1 防災訓練の目標・内容の設定】に準ずる。

第2 訓練の企画・準備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的実施 第2 訓練の企画・準備】に準ずる。

第3 訓練の方法

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的実施 第3 訓練の方法】に準ずる。

第4 訓練結果の評価・総括

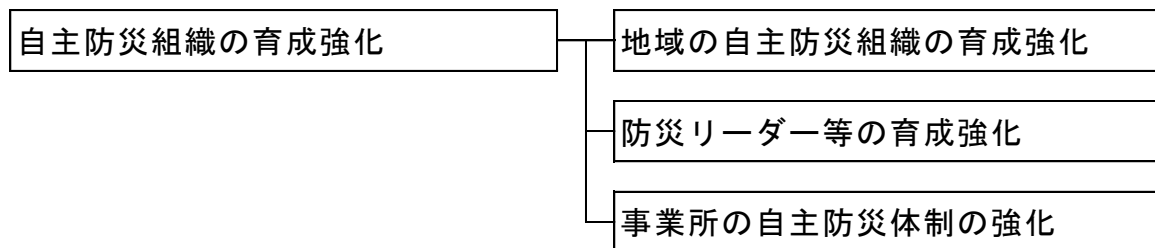
※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的実施 第4 訓練結果の評価・総括】に準ずる。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、町等の行政機関及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

町は、自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第1 地域の自主防災組織の育成強化】に準ずる。

第2 防災リーダー等の育成強化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第2 防災リーダー等の育成強化】に準ずる。

第3 事業所の自主防災体制の強化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第3 事業所の自主防災体制の強化】に準ずる。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進】に準ずる。

第5節 防災ボランティアの育成強化

津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、津波や地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

防災ボランティアの育成強化

防災ボランティアとの連携体制の整備

防災ボランティア活動支援のための環境整備

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第5節 防災ボランティアの育成強化 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備】に準ずる。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第5節 防災ボランティアの育成強化 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備】に準ずる。

第6節 企業防災の促進

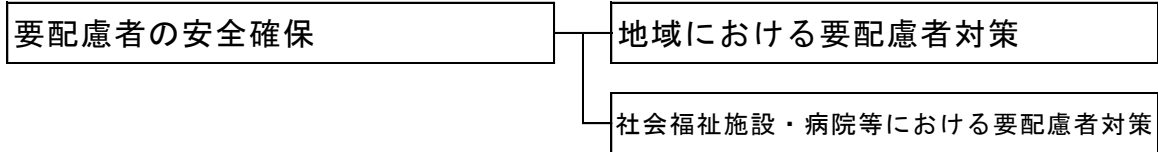
※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第6節 企業防災の促進】に準ずる。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つもの、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による町内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、平素より、災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。



第1 地域における要配慮者対策

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第7節 要配慮者の安全確保 第1 地域における要配慮者対策】に準ずる。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第7節 要配慮者の安全確保 第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策】に準ずる。

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

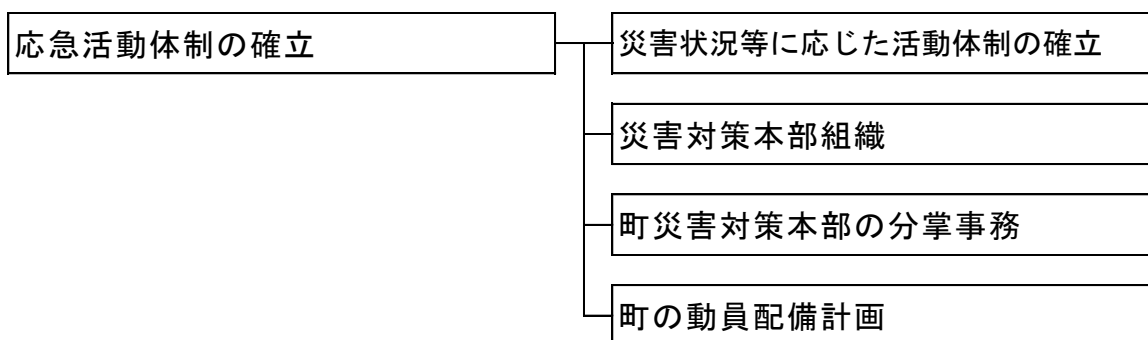
津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は応急活動体制を確立する。

また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要があることから、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、本地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。



第1 災害状況等に応じた活動体制の確立

※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第1 災害状況等に応じた活動体制の確立】に準ずる。

第2 災害対策本部組織

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第2 災害対策本部組織】に準ずる。

第3 災害対策本部の分掌事務

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第3 災害対策本部の分掌事務】に準ずる。

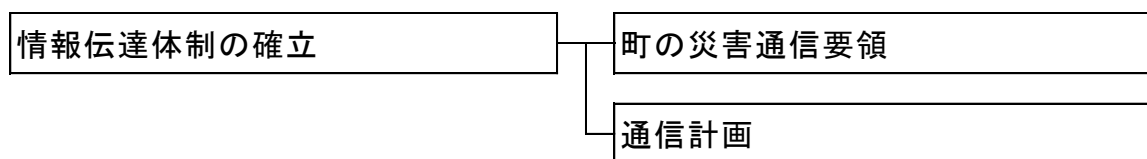
第4 町の動員配備計画

- ※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第4 町の動員配備計画】に準ずる。

第2節 情報伝達体制の確立

津波災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確定要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。



第1 町の災害通信要領

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第1 町の災害通信要領】に準ずる。

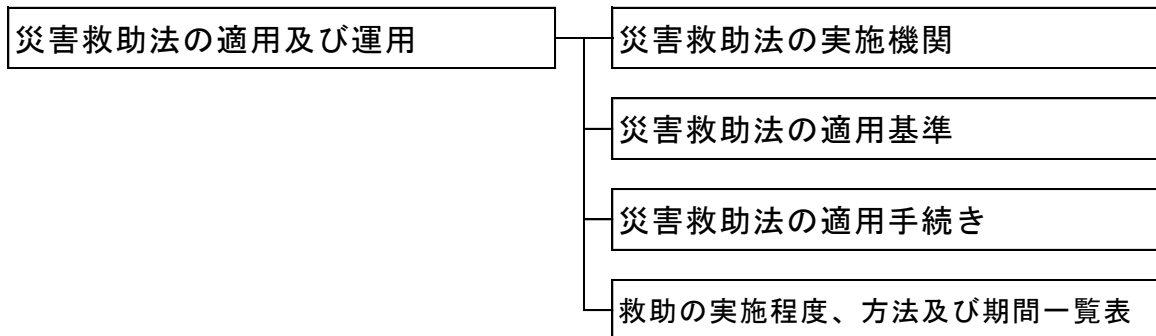
第2 通信計画

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第2 通信計画】に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な津波が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県及び町は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第1 災害救助法の実施機関】に準ずる。

第2 災害救助法の適用基準

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第2 災害救助法の適用基準】に準ずる。

第3 災害救助法の適用手続き

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第3 災害救助法の適用手続き】に準ずる。

第4 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

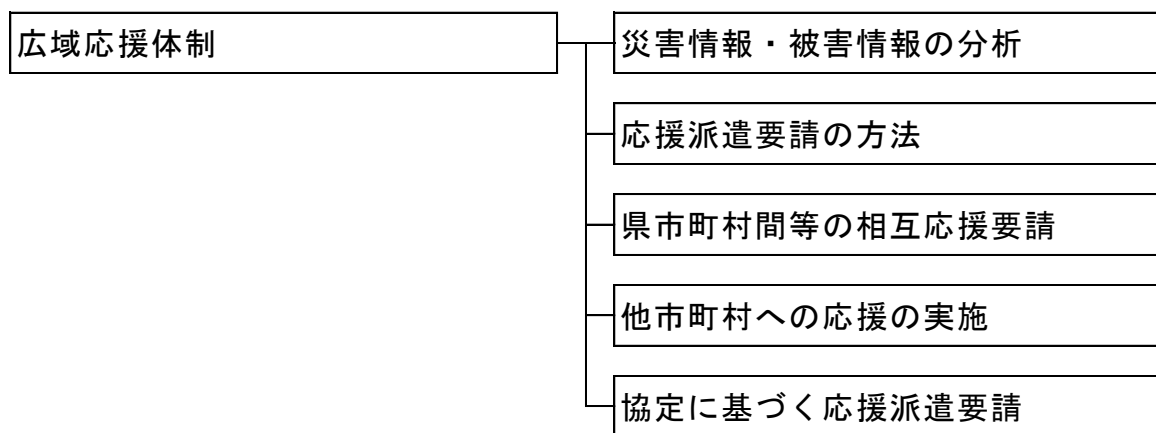
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4 救助の実施程度、方法及び期間一覧表】に準ずる。

第4節 広域応援体制

大規模な津波災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した町、県及び防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えとともに、町においては、同時被災の可能性の低い遠隔の市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



第1 災害情報・被害情報の分析

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第1 災害情報・被害情報の分析】に準ずる。

第2 応援派遣要請の方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第2 応援派遣要請の方法】に準ずる。

第3 県市町村間等の相互応援要請

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第3 県市町村間等の相互応援要請】に準ずる。

第4 他市町村への応援の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第4 他市町村への応援の実施】に準ずる。

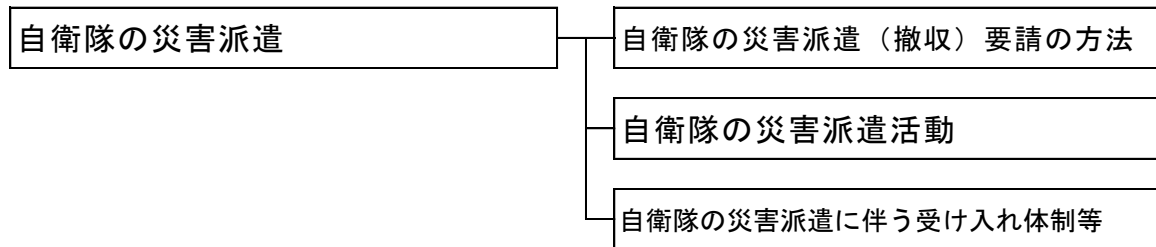
第5 協定に基づく応援派遣要請

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第5 協定に基づく応援派遣要請】に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な津波が発生した場合、被害が拡大し、町や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法】に準ずる。

第2 自衛隊の災害派遣活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第2 自衛隊の災害派遣活動】に準ずる。

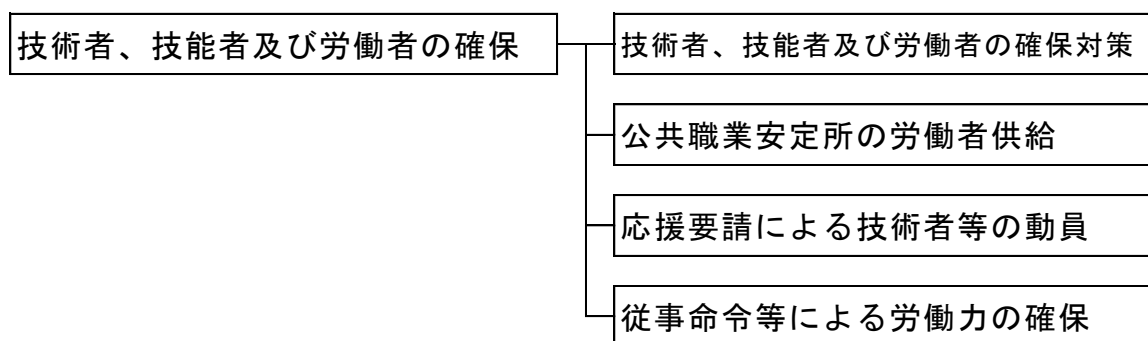
第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等】に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

津波災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策】に準ずる。

第2 公共職業安定所の労働者供給

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第2 公共職業安定所の労働者供給】に準ずる。

第3 応援要請による技術者等の動員

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第3 応援要請による技術者等の動員】に準ずる。

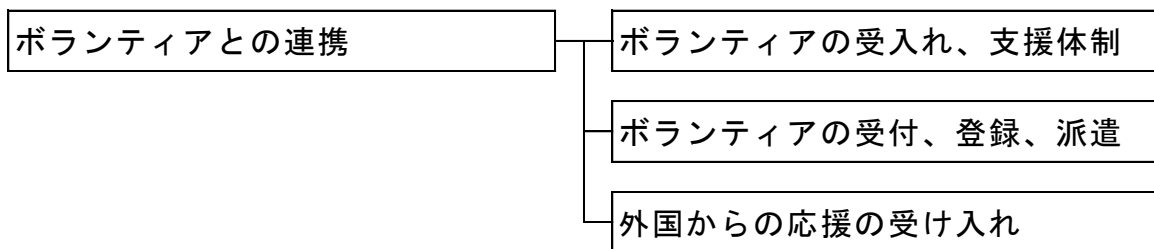
第4 従事命令等による労働力の確保

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第4 従事命令等による労働力の確保】に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携

大規模な津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ、支援体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第1 ボランティアの受入れ、支援体制】に準ずる。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第2 ボランティアの受付、登録、派遣】に準ずる。

第3 外国からの応援の受け入れ

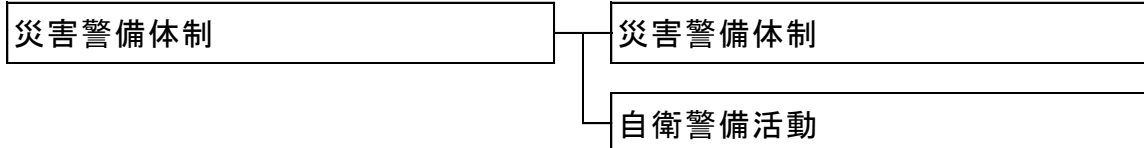
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第3 外国からの応援の受け入れ】に準ずる。

第8節 災害警備体制

津波災害時には、町民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、迅速かつ的確に組織的、総合的、計画的な警察活動を実施する。

また、県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。



第1 災害警備体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第1 災害警備体制】に準ずる。

第2 自衛警備活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第2 自衛警備活動】に準ずる。

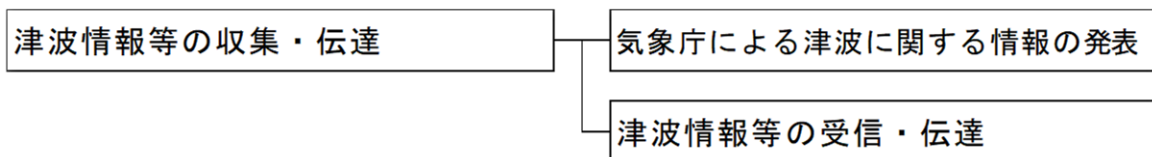
第2章 初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報及び津波情報等は、基本的な情報である。

このため、町、県及び関係機関は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。



第1 気象庁による津波に関する情報の発表

1 津波に関する情報の発表

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表します。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、

地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

- ※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※1 大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- ② 津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

(2) 津波情報

① 津波情報の発表等

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表します。

表 津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（※※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

表 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で發表
	1 m以下	「観測中」と發表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で發表
	0.2m未満	「観測中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で發表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しません。大津波警報または津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝えます。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は發表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝えます。

表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で發表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

なお、津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 津波予報区

気象庁は、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報・注意報、津波情報、津波予報を発表しています。

鹿児島県における津波予報区については、次の表に示す。

表 津波予報区の境界一覧表

津波予報区	区域
鹿児島県東部	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。)
鹿児島県西部	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)
種子島・屋久島地方	鹿児島県(西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)
奄美群島・トカラ列島	鹿児島県(奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)

(5) 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次のとおりである。

表 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におい

(巨大地震注意)	てマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

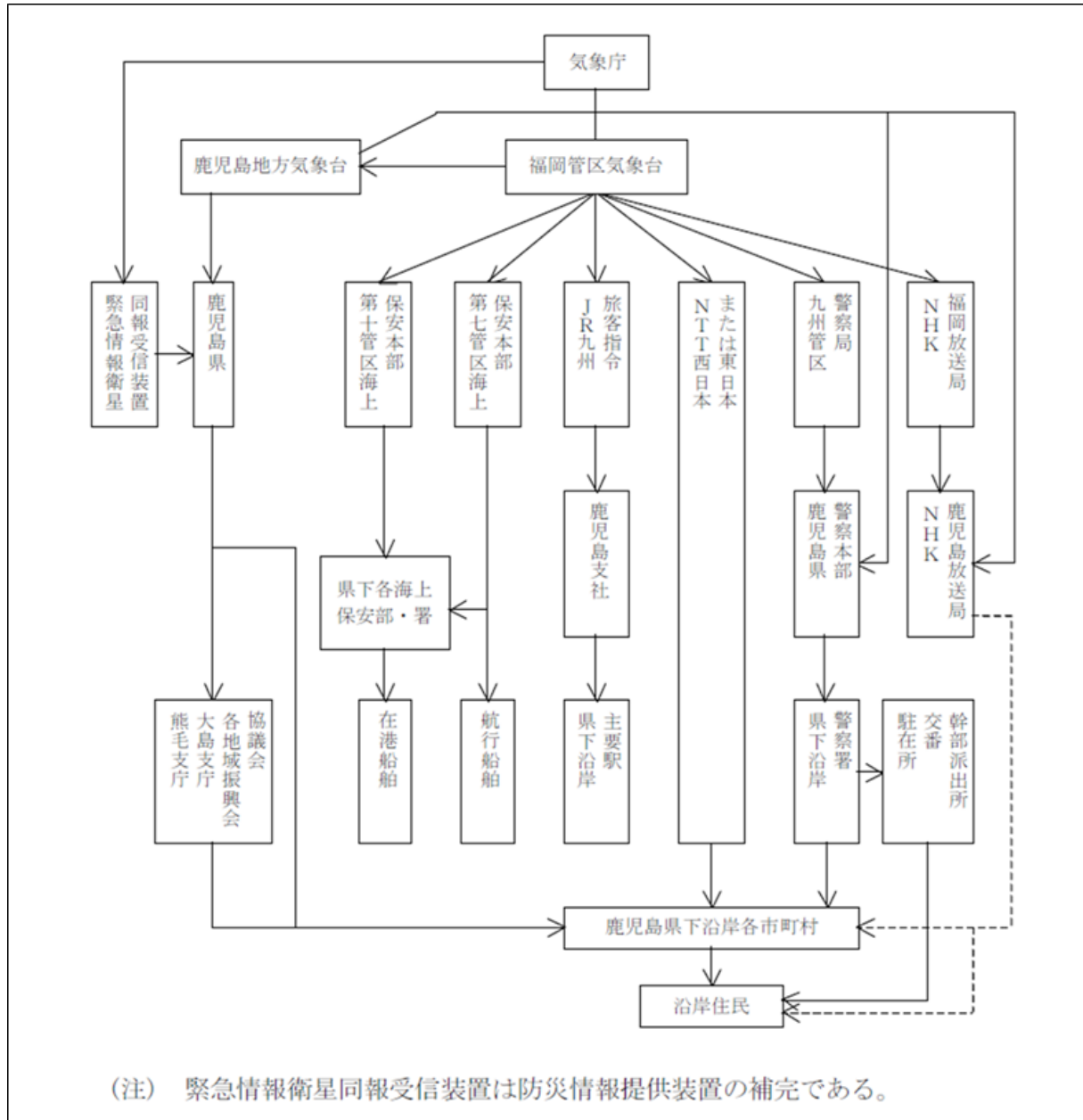
- ※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第2 津波情報等の受信・伝達

1 津波情報等の伝達系統

津波予報の伝達系統は、次のとおりである。

図 津波情報等の伝達系統



2 地震情報等の受信・伝達

(1) 勤務時間外の地震情報等の受信

勤務時間外において、警備員が鹿児島気象台発表の参集・配備基準に該当する地震情報（震度情報等）受信した場合、直ちに総務課長にその旨を報告する。

(2) 総務課長による地震情報等の伝達

総務課長は、鹿児島気象台発表の地震に関する情報等を受信したときは、その情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長に対しても所要の伝達を行う。

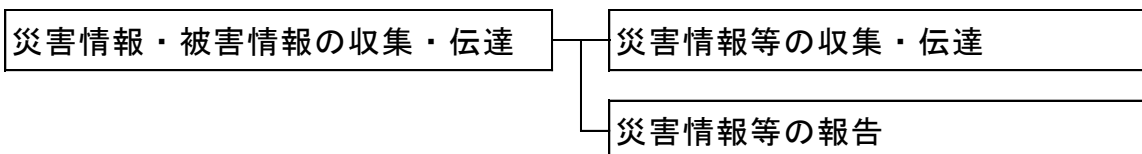
(3) 各課の対応

各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

町災害対策本部は、津波発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡する必要がある。

このため、特に、町民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県、周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。



第1 災害情報等の収集・伝達

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第1 災害情報等の収集・伝達】に準ずる。

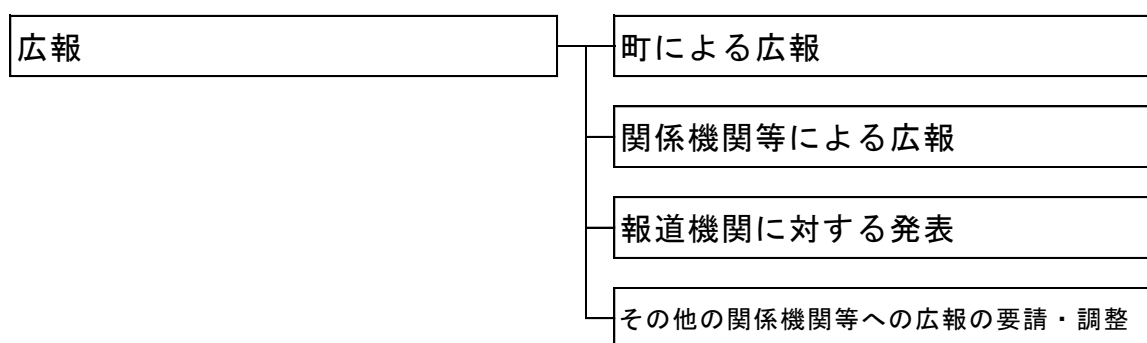
第2 災害情報等の報告

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第2 災害情報等の報告】に準ずる。

第3節 広報

津波災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を町民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町、県、防災関係機関は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の潮位観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても津波の影響が生じる可能性がある旨を、最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 町による広報

※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第2章 初動期の応急対策 第3節 広報 第1 町による広報】に準ずる。

第2 関係機関等による広報

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報 第2 関係機関等による広報】に準ずる。

第3 報道機関に対する発表

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報 第3 報道機関に対する発表】に準ずる。

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

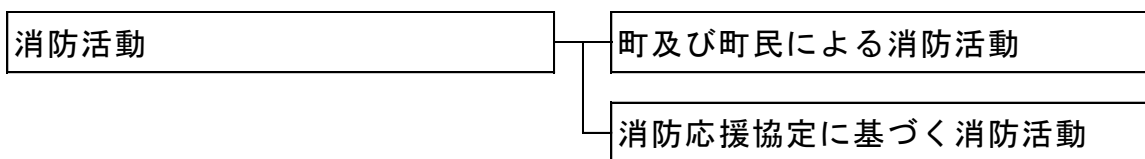
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報 第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整】に準ずる。

第4節 消防活動

津波災害時は、都町地域を中心に火災が予想されるため、町及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

また、町及び県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



第1 町及び町民による消防活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第1 町及び町民による消防活動】に準ずる。

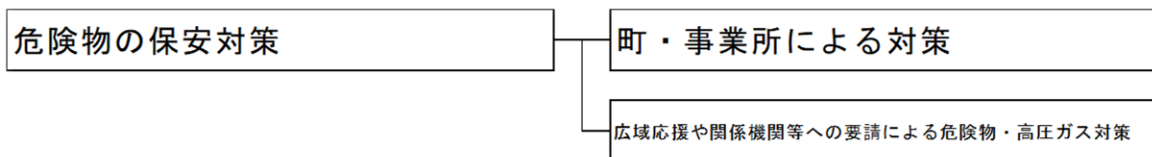
第2 消防応援協定に基づく消防活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第2 消防応援協定に基づく消防活動】に準ずる。

第5節 危険物の保安対策

津波災害時は、都町地域を中心に危険物災害等が予想されるため、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防関係機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては、他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。



第1 町・事業所による対策

※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第2章 初動期の応急対策 第5節 危険物の保安対策 第1 町・事業所による対策】に準ずる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第2章 初動期の応急対策 第5節 危険物の保安対策 第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策】に準ずる。

第3 石油コンビナート等津波・高潮災害対策

1 特定事業所

(1) 活動方針

地震による災害が発生した場合、特別防災区域に係る火災、爆発、原油等の二次災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織等及び応援協定に基づく相互応援等により総力をあげて迅速、的確な応急活動を行うものとする。

(2) 活動要領

- ① 地震に関する情報等必要な情報の収集及び伝達を事業所において定める活動基準によりの確に行うものとする。
- ② 特定事業所における二次災害の発生及び拡大を防止するため、各施設等の点検、補強又は装置の緊急停止等の必要な措置を的確に行うものとする。
- ③ 津波到着時間が短い地域は自衛防災組織等を除き、退避行動を優先する。また、想定津波高さや浸水深、津波到着予測時間等を勘案した上で、最初の自衛防災組織等の活動は、真に必要なものに限定する。
- ④ 荷役作業の中止、船舶に対し離岸及び安全な場所への避難等を指示する。
- ⑤ 原油等の流出を最小限に防止するための応急措置を迅速、的確に実施する。

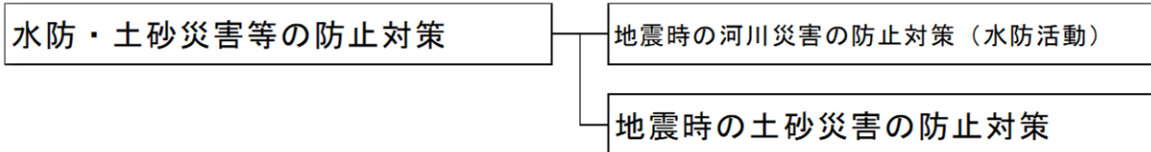
2 町

津波、高潮等の災害の様相によっては、各地区の護岸を超えるおそれがあるので、津波警報発表、台風等に対する気象情報に注意し、東串良町地域防災計画の定めるところにより、応急活動を実施するものとする。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

津波災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う自体が予想される。

このため、町は、水防団等を出動させ、必要に応じて県及び地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。



第1 地震時の河川災害の防止対策（水防活動）

- ※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第2章 初動期の応急対策 第6節 水防・土砂災害等の防止対策 第1 地震時の河川災害の防止対策（水防活動）】に準ずる。

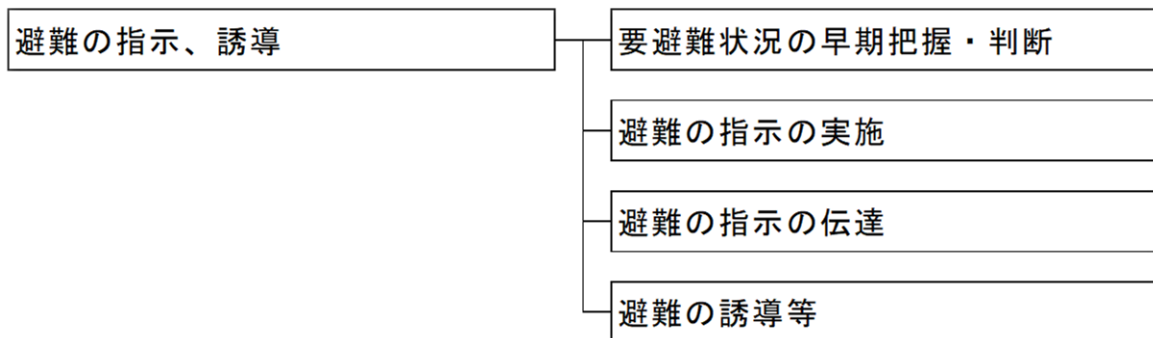
第2 地震時の土砂災害の防止対策

- ※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第2章 初動期の応急対策 第6節 水防・土砂災害等の防止対策 第2 地震時の土砂災害の防止対策】に準ずる。

第7節 避難の指示、誘導

津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。



第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第1 要避難状況の早期把握・判断 1 要避難状況の把握活動の早期実施】に準ずる。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町・その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波からの避難の実施

地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、町・消防本部等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 二次災害防止のための避難対策

地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

第2 避難の指示の実施

1 避難の指示権を有する者

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第2 避難の指示の実施 1 避難の指示権を有する者】に準ずる。

2 避難指示等の基準と区分

町長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定める。

避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難指示

大津波警報が発表されたとき、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

また、津波注意報又は津波警報が発表されたときで、危険が予想され避難が適当と判断される場合にも、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。特に、「大津波警報を覚知した場合」は、短時間での避難が求められるので、町長の事前命令として総務課長が覚知と同時に避難指示を発令することとする。

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波のように到着までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

町は、この情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、高齢者等避難又は避難指示の発令を検討するものとする。

(2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

第3 避難の指示の伝達

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第3 避難の指示の伝達】に準ずる。

第4 避難の誘導等

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第4 避難の誘導等】に準ずる。

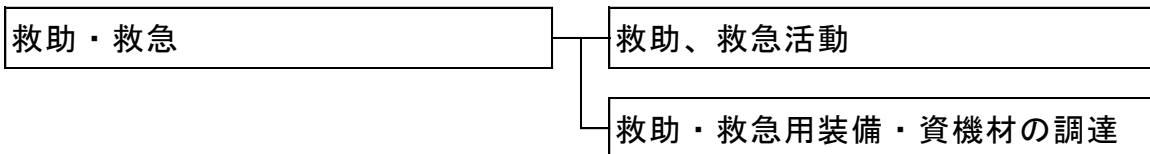
第8節 救助・救急

津波災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、町及び県は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。



第1 救助、救急活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第1 救助、救急活動】に準ずる。

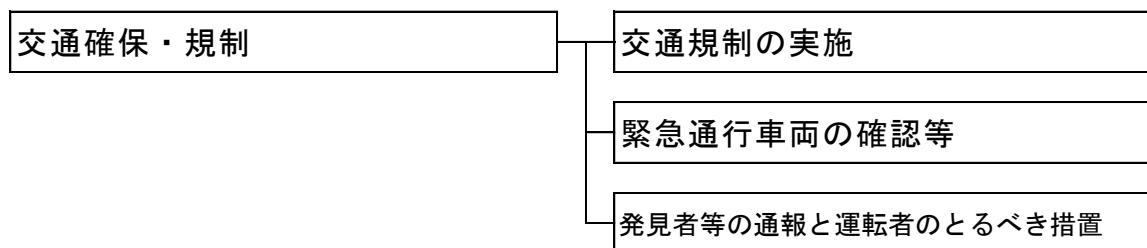
第2 救助・救急用装備・資機材の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第2 救助・救急用装備・資機材の調達】に準ずる。

第9節 交通確保・規制

津波災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第1 交通規制の実施】に準ずる。

第2 緊急通行車両の確認等

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第2 緊急通行車両の確認等】に準ずる。

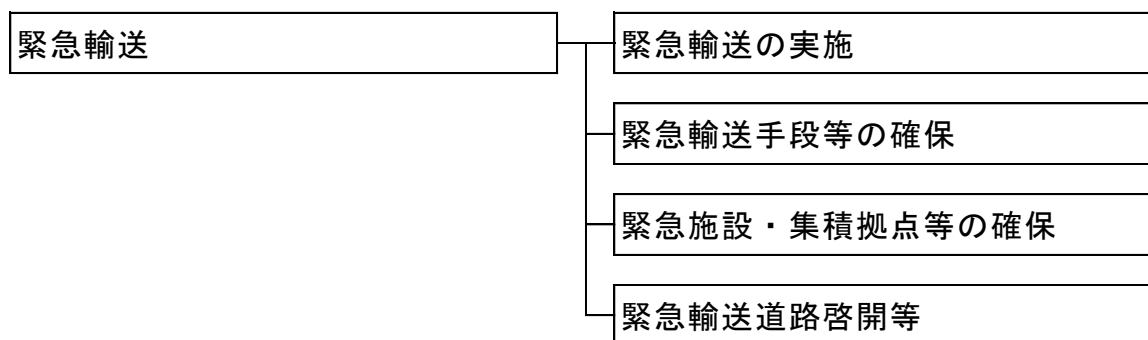
第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第2章 初動期の応急対策 第9節 交通確保・規制 第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置】に準ずる。

第10節 緊急輸送

津波災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第1 緊急輸送の実施】に準ずる。

第2 緊急輸送手段等の確保

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第2 緊急輸送手段等の確保】に準ずる。

第3 緊急施設・集積拠点等の確保

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第3 緊急施設・集積拠点等の確保】に準ずる。

第4 緊急輸送道路啓開等

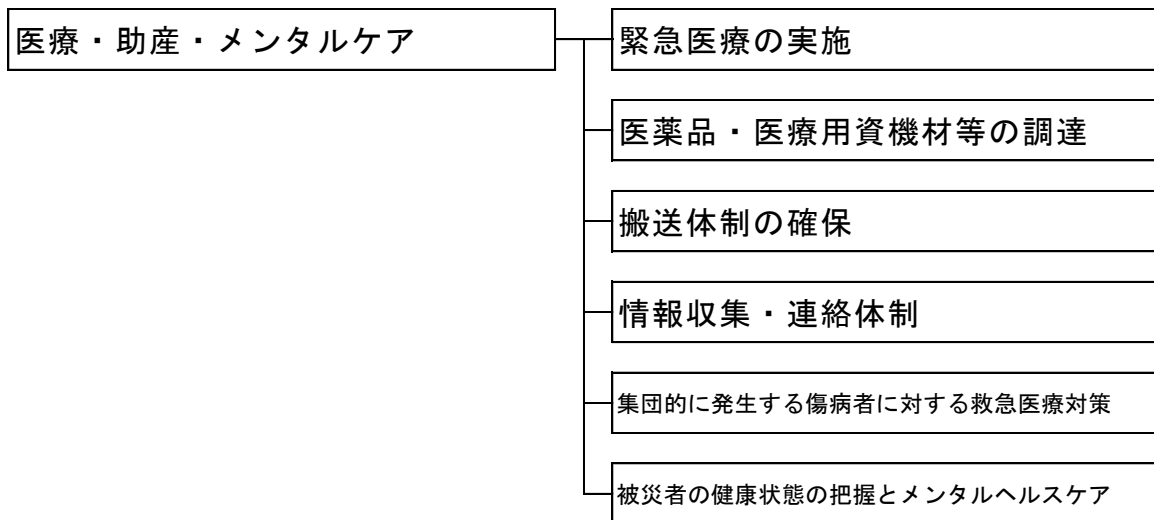
- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第4 緊急輸送道路啓開等】に準ずる。

第11節 医療・助産・メンタルケア

津波災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命措置、後方輸送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

また、応急的医療、助産及び被災者等への心のケアを円滑な実施を図るものである。



第1 緊急医療の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第1 緊急医療の実施】に準ずる。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第2 医薬品・医療用資機材等の調達】に準ずる。

第3 搬送体制の確保

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第3 搬送体制の確保】に準ずる。

第4 情報収集・連絡体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第4 情報収集・連絡体制】に準ずる。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策】に準ずる。

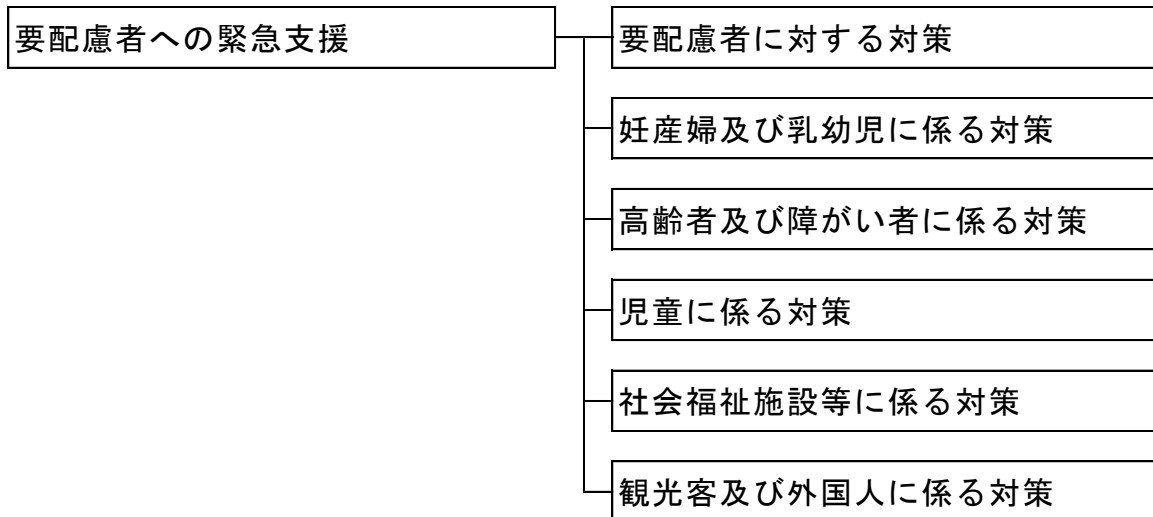
第6 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第6 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア】に準ずる。

第12節 要配慮者への緊急支援

津波災害時には高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第1 要配慮者に対する対策】に準ずる。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策】に準ずる。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第3 高齢者及び障がい者に係る対策】に準ずる。

第4 児童に係る対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第4 児童に係る対策】に準ずる。

第5 社会福祉施設等に係る対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第5 社会福祉施設等に係る対策】に準ずる。

第6 観光客及び外国人に係る対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第6 観光客及び外国人に係る対策】に準ずる。

第3章 事態安定期の応急対策

津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

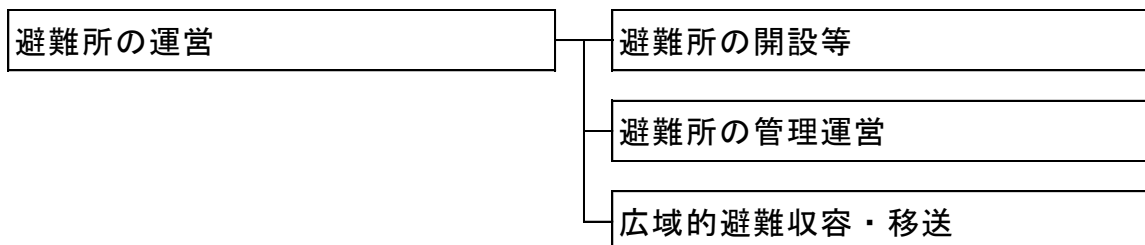
また、大規模な津波災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

津波災害時には、ライフラインの途絶や住居等の家屋崩壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営の実施方針を定める。



第1 避難所の開設等

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第1 避難所の開設等】に準ずる。

第2 避難所の管理運営

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第2 避難所の管理運営】に準ずる。

第3 広域的避難収容・移送

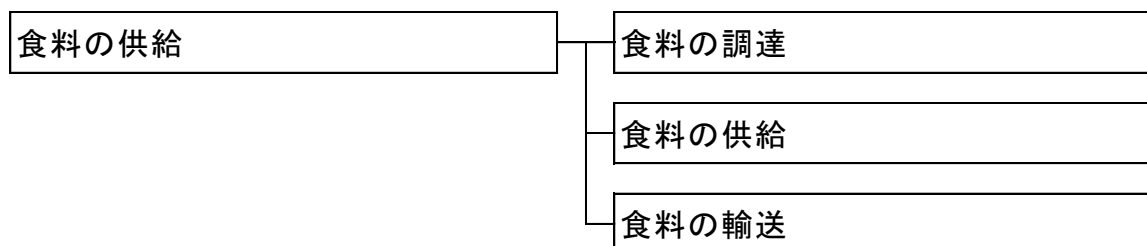
- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第3 広域的避難収容・移送】に準ずる。

第2節 食料の供給

津波災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するように努める。



第1 食料の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第1 食料の調達】に準ずる。

第2 食料の供給

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第2 食料の供給】に準ずる。

第3 食料の輸送

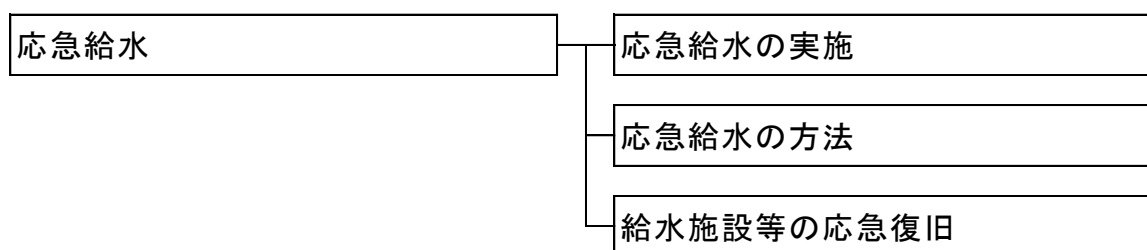
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第3 食料の輸送】に準ずる。

第3節 応急給水

津波災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 応急給水 第1 応急給水の実施】に準ずる。

第2 応急給水の方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 応急給水 第2 応急給水の方法】に準ずる。

第3 給水施設等の応急復旧

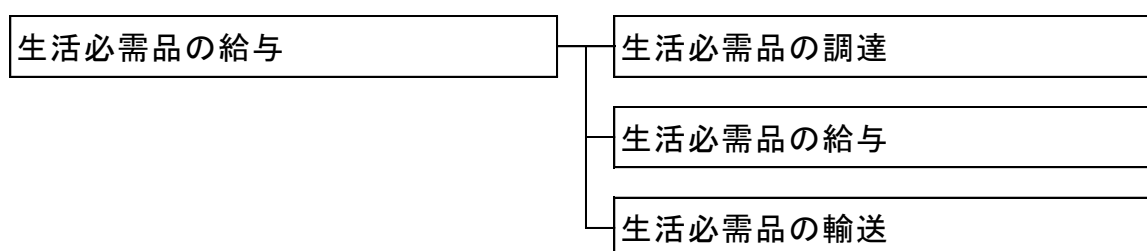
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 応急給水 第3 給水施設等の応急復旧】に準ずる。

第4節 生活必需品の給与

津波災害時には、家屋等の破損や流出などにより、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与 第1 生活必需品の調達】に準ずる。

第2 生活必需品の給与

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与 第2 生活必需品の給与】に準ずる。

第3 生活必需品の輸送

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与 第3 生活必需品の輸送】に準ずる。

第5節 感染症予防対策

津波災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。

特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

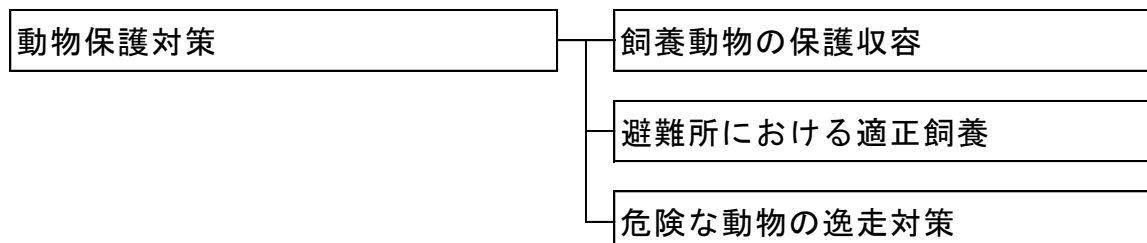
このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第5節 感染症予防対策 第1 感染症予防対策】に準ずる。

第6節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 動物保護対策 第1 飼養動物の保護収容】に準ずる。

第2 避難所における適正飼養

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 動物保護対策 第2 避難所における適正飼養】に準ずる。

第3 危険な動物の逸走対策

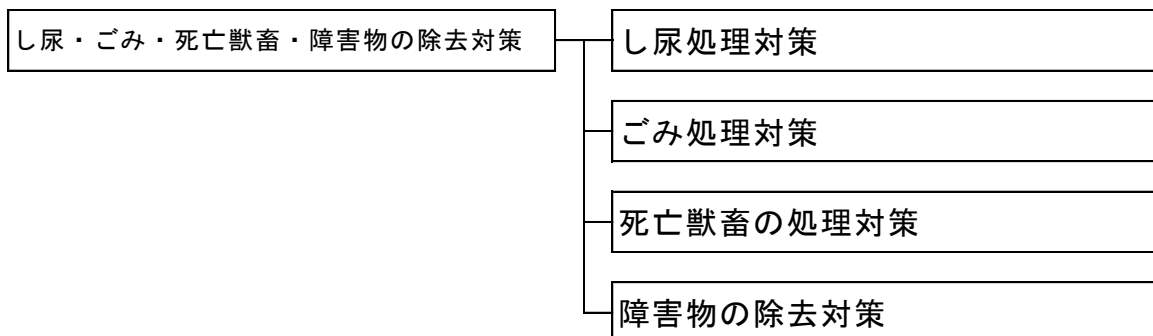
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 動物保護対策 第3 危険な動物の逸走対策】に準ずる。

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

津波災害時には、家屋等の破損や流出などにより、大量のごみの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第1 し尿処理対策】に準ずる。

第2 ごみ処理対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第2 ごみ処理対策】に準ずる。

第3 死亡獣畜の処理対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第3 死亡獣畜の処理対策】に準ずる。

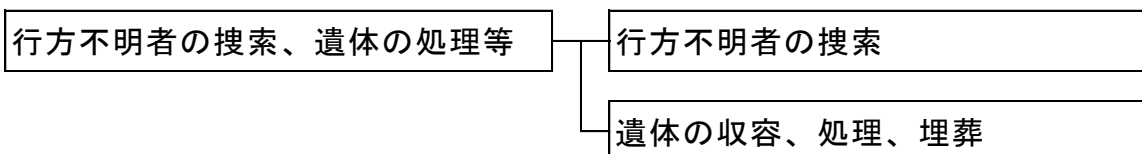
第4 障害物の除去対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第4 障害物の除去対策】に準ずる。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

津波災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。



第1 行方不明者の搜索

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第1 行方不明者の搜索】に準ずる。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

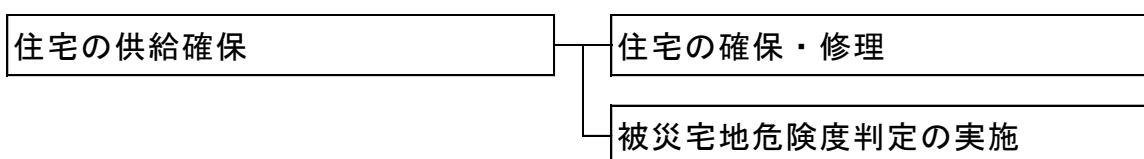
- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第2 遺体の収容、処理、埋葬】に準ずる。

第9節 住宅の供給確保

津波災害時には、住居の流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 住宅の供給確保 第1 住宅の確保・修理】に準ずる。

第2 被災宅地危険度判定の実施

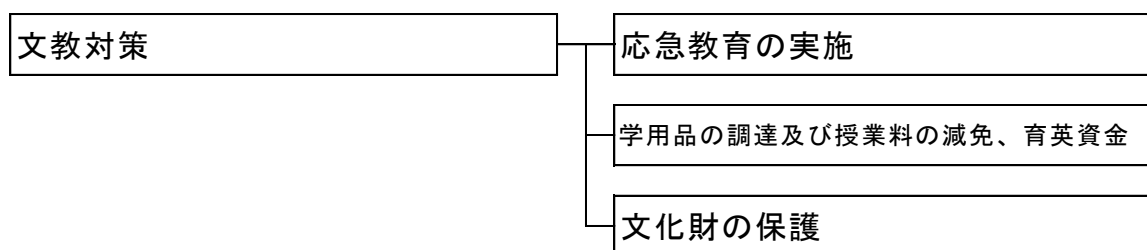
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 住宅の供給確保 第2 被災宅地危険度判定の実施】に準ずる。

第10節 文教対策

津波災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することとも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 文教対策 第1 応急教育の実施】に準ずる。

第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 文教対策 第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金】に準ずる。

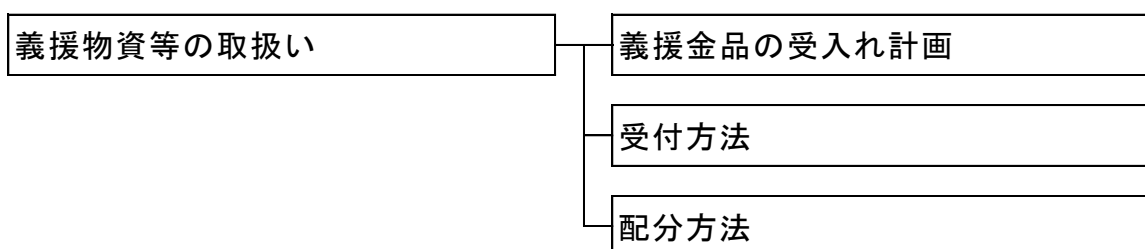
第3 文化財の保護

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 文教対策 第3 文化財の保護】に準ずる。

第11節 義援物資等の取り扱い

大規模災害時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正に・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金品の受入れ計画

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 義援物資等の取り扱い 第1 義援金品の受入れ計画】に準ずる。

第2 受付方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 義援物資等の取り扱い 第2 受付方法】に準ずる。

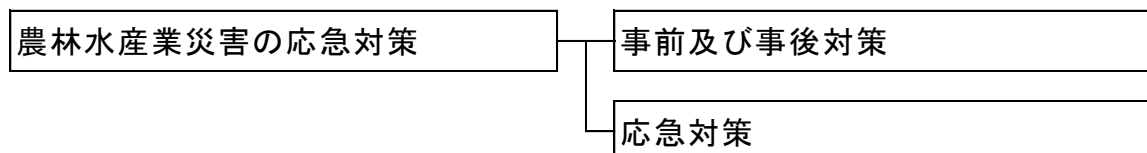
第3 配分方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 義援物資等の取り扱い 第3 配分方法】に準ずる。

第12節 農林水産業災害の応急対策

津波災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 事前及び事後対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第12節 農林水産業災害の応急対策 第1 事前及び事後対策】に準ずる。

第2 応急対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第12節 農林水産業災害の応急対策 第2 応急対策】に準ずる。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

津波災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 地震災害対策編【第3部 地震災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第1節 電力施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第2節 ガス施設の応急対策

津波災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画】に準ずる。

第3節 上水道施設の応急対策

津波災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋りょうの流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第4節 下水道施設の応急対策

津波災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋りょうの流失等に伴う下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理等に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第5節 電気通信施設の応急対策

津波災害時には、家屋等の破損や流出などにより、電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

津波災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。

これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

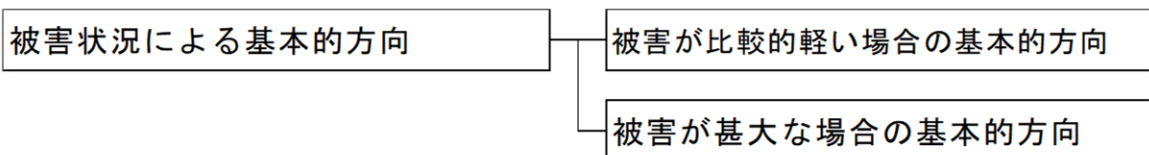
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第4部 津波災害復旧・復興

第1章 地域の復旧・復興の基本方針の決定

町及び県は被災の状況、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 被害状況による基本的方向



第1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。

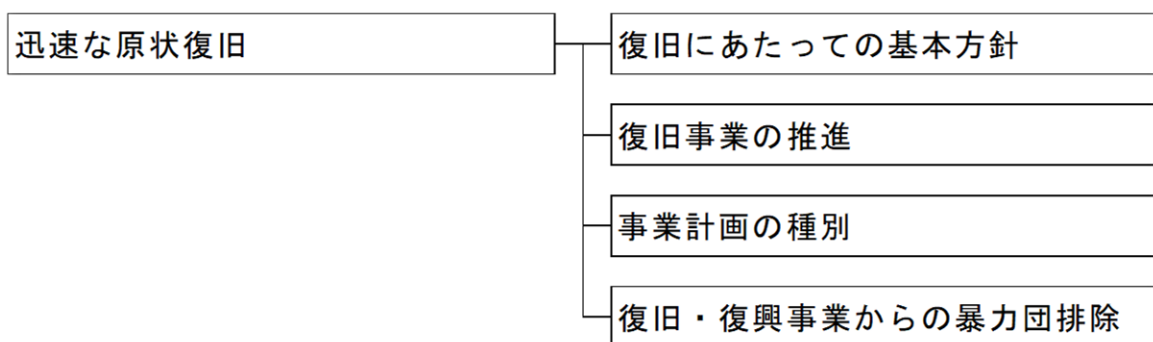
その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

ただし、町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2章 迅速な原状復旧の進め方

町及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 迅速な原状復旧



第1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

第2 復旧事業の推進

1 公共土木施設等

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 災害復旧事業等の推進 2 災害復旧事業等の実施要領】に準ずる。

2 ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- (1) ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、町や県を經由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- (2) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定

時期を明示する。

3 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、町は、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画に考慮した災害廃棄物の処理を行うものとし、災害廃棄物処理実行計画を適宜見直す。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主催することにより、円滑な処理を促進する。

※ 資料編【8. その他 8-3 関連計画等】を参照。

第3 事業計画の種別

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 災害復旧事業等の推進 3 事業計画の種別】に準ずる。

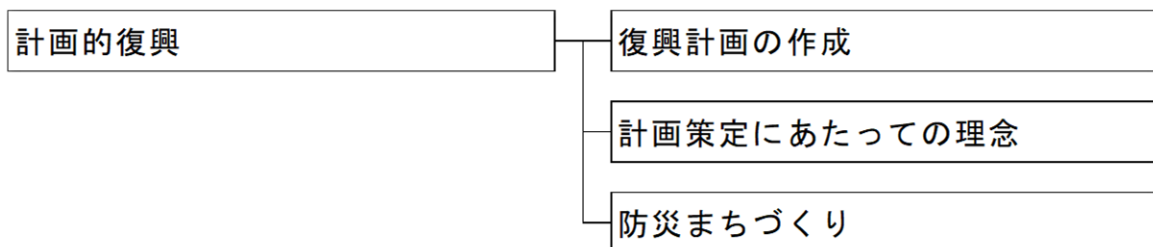
第4 復旧・復興事業からの暴力団排除

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 災害復旧事業等の推進 4 復旧・復興事業からの暴力団排除】に準ずる。

第3章 計画的復興の進め方

町及び県は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指し、復旧・復興の基本的方向を定める。

第1節 計画的復興



第1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

第2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間・都市環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

第3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波緊急退避ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とする。

この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所として

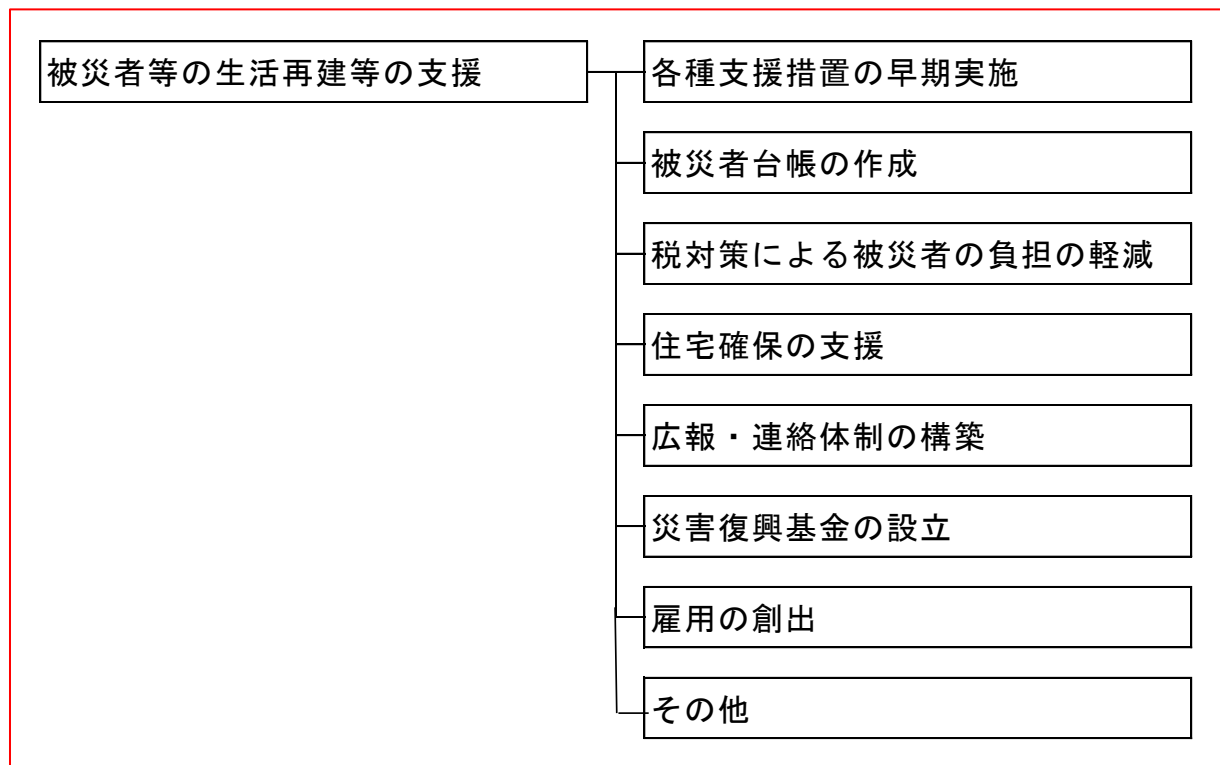
の活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。

第4章 被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第1節 被災者等の生活再建等の支援



第1 各種支援措置の早期実施

町及び県等は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給、床上浸水以上の住宅被害を受けた世帯及び小規模事業に対する被災者生活支援金の支給、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自律的生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

第2 被災者台帳の作成

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第11 被災者台帳の作成】に準ずる。

第3 税対策による被災者の負担の軽減

町及び県は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を図る。

第4 住宅確保の支援

町及び県は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用するほか、国に対しUR賃貸住宅等の活用を要請する。

第5 広報・連絡体制の構築

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第6 災害復興基金の設立

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的に推進する手法について検討する。

第7 雇用の創出

町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。

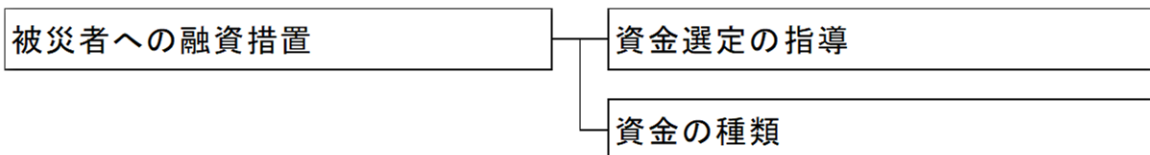
第8 その他

その他、借地借家制度の特例の適用に関する事項や、被災者に対する職業のあっせん、郵便葉書等の無償交付、為替貯金の非常取扱、簡易保険郵便年金の非常取扱い等があるが、詳細は、「一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援】」に準じる。

第5章 被災者への融資措置

町及び県は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

第1節 被災者への融資措置



第1 資金選定の指導

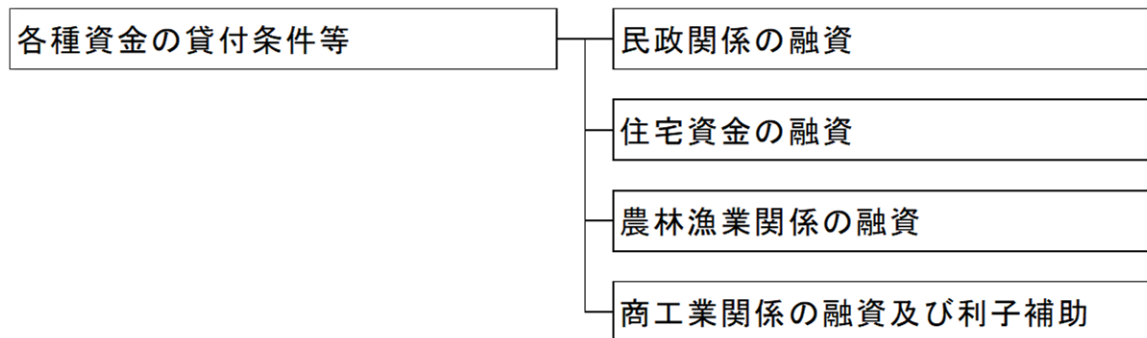
町その他の関係機関は、被災者から融資についての相談を受けたときは、各資金の貸付条件その他を十分に説明し、借入事業体に最も適した資金のあっせん指導に当たる。

第2 資金の種類

災害時における事業資金等の融資は、災害の程度、規模によって異なるが、おおむね次の種別による。

- (1) 農林漁業関係の融資
 - ① 天災融資法による経営資金及び事業資金
 - ② 日本政策金融公庫の災害資金
- (2) 商工業関係の融資
 - ① 鹿児島県中小企業融資制度（緊急災害対策資金）
 - ② 日本政策金融公庫の資金
 - ③ 商工組合中央金庫資金
- (3) 民生関係の融資
 - ① 生活福祉資金災害援護資金
- (4) 住宅資金の融資
 - ① 災害復興住宅建設補修資金
 - ② 一般個人住宅の災害特別資金
 - ③ 地すべり関連住宅資金

第2節 各種資金の貸付条件等



第1 民政関係の融資

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第1 民政関係の融資】に準ずる。

第2 住宅資金の融資

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第2 住宅資金の融資】に準ずる。

第3 農林漁業関係の融資

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第3 農林漁業関係の融資】に準ずる。

第4 商工業関係の融資及び利子補助

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第4 商工業関係の融資及び利子補助】に準ずる。